お支払いの限度	死亡共済金、重度障害共済金およびリビングニーズ共済金は、二重にお支払いしません。 ※リビングニーズ共済金をお支払いする前に被 共済者が亡くなったときや、リビングニーズ 共済金をお支払いする前に死亡共済金または 重度障害共済金の請求を受けたときは、リビングニーズ共済金をお支払いしません。
受取人	契約者
契約の終了	リビングニーズ共済金の請求日 ※請求日とは、必要な書類(共済金請求書、リ ビングニーズ共済金用診断書等)すべてが コープ共済連に到着した日

※リビングニーズ共済金は、リビングニーズ共済金の請求日における死亡共済金額をもとに算出し、お支払いします。

6 カ月分の掛金相当額および 共済金額に対応する利息を共 済金額から差し引きます

発効日

請求日 (ご契約は消滅します。)

【例 1】発効時年齢 20 歳男性 60 歳払込満了の月払契約 「終身生命」1,000 万円コースの方が、55 歳でリビン グニーズ共済金を請求した場合

・・・リビングニーズ共済金額= 9,835,570円

【例 2】発効時年齢 20 歳女性 70 歳払込満了の月払契約 「終身生命」500 万円コースの方が、60 歳でリビング ニーズ共済金を請求した場合

・・・リビングニーズ共済金額= 4,927,648 円

共済金をお支払いしない場合について

1. 共済金をお支払いしない場合(免責事由)

次の共済事由について、各欄に×印がある場合、共済金をお支払いしません(免責事由)。

				共済事由		
共済金をお支払いしない場合				重度障がい	リビングニーズ	
1. 右記共済契約関	契約者		X	X	×	
係者の故意による	被共済者		×	×	\times	
とき	受取人*1		×			
2. 上記 1. のうち被共済者の自殺 2年以内*2 または自殺行為による重度障がい 2年超過*2			×	×	×	
					×	
3. 被共済者の犯罪行為				×	×	
4. リビングニーズ共済金をお支払いする前に 被共済者が亡くなったとき					×	
5. リビングニーズ共済金の請求前に、すでに 死亡共済金または重度障害共済金をお支払いし ていたとき					×	
6. リビングニーズ共済金をお支払いする前に、死亡共済金または重度障害共済金の請求を受けたとき					×	

- * 1 受取人が複数の場合には、その残額を故意に該当しない他の 受取人にお支払いします。
- * 2 新規契約の場合は、申込日からの経過年数となります。移行 契約の場合は、移行前契約の申込日からの経過年数となります。

2. 免責事由以外で共済金をお支払いしない主な事例

「共済金をお支払いしない場合(免責事由)」以外に次のよう な場合は、共済金をお支払いしません。

- ① 死亡・重度障害共済金、リビングニーズ共済金の「お支払 いする場合 | (P.23~) に該当しない場合
 - ※例えば、重度障害共済金については、別表1(P.57)に定め る重度障がいに該当しない場合には共済金をお支払いしませ hu
- ② 告知義務違反により契約が解除となった場合